

山形県公文書管理条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 公文書の管理に関する条例（仮称）の制定に向け、有識者による検討を行うため、山形県公文書管理条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、公文書の管理に関する条例の制定に係る事項について専門的な見地から検討を行うとともに、意見の提出を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、有識者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は平成30年10月18日から平成31年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、総務部長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部学事文書課において処理する。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、平成30年10月18日から平成31年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行する。